

嘉手納町体育施設条例の一部を改正する条例

嘉手納町体育施設条例（平成 18 年嘉手納町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

5 嘉手納町野球場

区分			1時間当たり利用料金			
			施設	照明（全灯）	照明（２分の１点灯）	
スポーツの練習又はレクリエーションに利用する場合	町内	小・中・高校生	300円	3,000円	1,500円	
		大学生・一般	600円			
	町外	小・中・高校生	1,000円	5,000円	2,500円	
		大学生・一般	2,000円			
	プロスポーツ団体が利用する場合		5,000円	5,000円	2,500円	
大会又は興行	入場料を徴収しない場合	町内	小・中・高校生	600円	3,000円	1,500円
			大学生・一般	1,200円		
		町外	小・中・高校生	2,000円	5,000円	2,500円
			大学生・一般	4,000円		
		プロスポーツ団体が利用する場合		7,500円	5,000円	2,500円
	入場料を徴収する場合	町内	小・中・高校生	1,800円	3,000円	1,500円
			大学生・一般	3,600円		
		町外	小・中・高校生	6,000円	5,000円	2,500円
			大学生・一般	12,000円		
		プロスポーツ団体が利用する場合		15,000円	5,000円	2,500円

設備

種類		利用料金
放送機器		1回につき1,000円
スコアボード機器		1回につき1,000円
会議室1、会議室2、会議室3、会議室4、審判室、放送室記録室、キーパー室、医務室、1 塁側更衣室及び3 塁側更衣室		1室につき300円 冷房利用は1室1台1時間につき300円加算
エントランスホール		冷房利用する場合は、1時間につき1,000円
衛生費	大会	1時間につき500円
	興行・その他	1時間につき3,000円

備考 1 時間未満の利用については、1 時間とみなす。